

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月28日(金) 10時13分から11時02分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 又村克茂
 - 委員 16名
4. 欠席委員(0人)
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の報告について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 議案5 現況証明願いについて
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第 29 回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に 5 番 畠山委員、6 番 上田委員を指名いたします。</p> <p>議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日限りといたします。</p> <p>議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第 1 号一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第 1 号、資料により報告)</p>
議 長	<p>説明が終わりました質疑意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p> <p>報告第 1 号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程 5 番、報告第 2 号農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査の報告について農地特別委員長に説明を求めます。</p>
本元委員長	<p>報告第 2 号、農地法第 30 条第 1 項の規定により利用状況調査は 7 月 7 日から 11 日の 3 日間、農地特別委員と事務局職員で実施し、その後、7 月 28 日に農業委員委員全員で農地のパトロールを行いました。</p> <p>平成 28 年度より農地法の改正により、利用意向調査の実施に伴う農地中間管理機構へ情報提供を行うこと、利用意向調査後の勧告と農地課税の評価など、有休農地に対する対応が強化されたことにより、今回から</p>

	<p>この調査を踏まえて、11月4日に第3回の農地特別委員会を開催し、調査した農地について、今後の対応や方向性について検討しました。その調査結果が別紙1でございます。資料1、特定農地現地調査結果です。</p> <p>農地調査は、すべての農地を行いますので、全部調査した中で、農業委員会の農地パトロールで特に皆さんに見ていただきたい農地です。その一覧と、地域の図面です。今年度は、現状は耕作や管理がされているが、近い将来において有休農地になりうる可能性がある農地や新規就農者の耕作地を重点的に調査いたしました。資料1の調査結果により、検討を行った結果が資料2でございます。資料2をご覧ください。</p> <p>資料1の農地のうち、農地として十分に管理、耕作されているものについては、利用意向調査は行わず、農地中間管理機構にも報告は要しません。有休農地で再生が困難な農地ですが、有休農地のうち、いわゆる荒廃農地にあたるもの、農地中間管理機構に提出しても、戻される見込みの高い農地、これにつきましても利用意向調査、農地中間管理機構の報告は必要ありません。その中でも特に農地として復元がほぼ不可能なものについては、総会の決定を受けて農地台帳より除外することがあります。今年度は除外対象の農地はありませんでしたが、⑬の農地については、来年度以降農地から除外する方針です。高さ10m以上の樹木が生い茂っており、農地としては復元は不可能な状態で、所有者も市外在住の高齢者です。</p> <p>今年度は、この農地と②の国庫帰属申請された農地の2件を有休農地として報告する予定です。</p> <p>今回の調査は以上ですが、引き続き地域の農業委員さんにおかれましては、これまで同様に農地の状況等を確認していただき、農地を十分活用できるようにしていただければと存じます。</p> <p>以上を報告いたします。</p>
<p>議長 各委員 議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。</p>

議 長	議案第1号について、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程6番、議案第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は3件です。
	1番、江部乙町 番 の内、 さんと さんの解約です。
	所有者の さんより老齢により相続した遠隔地農地の維持管理困難なことから売却の申し出があり、解約することとなったものです。次の議案第2号で さんの後継者である さんが売買予定です。
	2番、3番、北滝の川 番 の内、 さんと農業公社を通して さんの解約です。所有者の さんより老齢により相続した遠隔地農地の維持管理困難なことから売却の申し出があり、解約することとなったものです。次の議案第4号で内番のもう1枚の水田を貸借している さんが売買予定です。
	以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。
	議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
	(異議なしの声あり)
	議案第1号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程7番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第3条の許可申請について説明します。今月は賃貸借権1件、所有権移転1件です。
	1番、江部乙町西 丁目 番 の内、地目「田」15,500㎡、 さんから さんへの賃貸借です。先月、 さんから農地拡大のため さんが売買しましたが、 さんの方で内の1枚をもう麦を蒔いてしまったため、1

	<p>年だけ 10a 当たり 8,000 円 (124,000 円) で賃貸借するものです。</p> <p>2 番、江部乙町 番 他 2 筆、地目「畑」19,852 m²、 さんから さんの所有権移転です。 さんの売却要望に伴い、 さんの後継者である新規就農者の さんが売買するものです。売買価格は 500,000 円 (10a 当たり 2,520 円) です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p>
各 委 員	<p>議案第 2 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。</p>
説 明 員	<p>議事日程 8 番議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今月は所有権移転 2 件です。</p> <p>これからご説明する 2 件は、申請面積が事業の目的からみて適正であるとも認められます。また、資金計画もしっかりしており、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがあると認められるますことから、ご審議を諮るものです。</p> <p>1 番、東町 丁目 番 、 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 575 m²、第一種中高層住居専用地域です。</p> <p>転用目的は 一般住宅の建築としてです。</p> <p>工事期間は令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 7 月 31 日。</p> <p>位置図詳細は、別添 3 号参考資料の位置図をご覧ください。</p> <p>2 番、朝日町東 丁目 番 、 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 484 m²、第一種低層住居専用地域です。</p> <p>転用目的は 一般住宅の建築 (モデルハウス) としてです。</p> <p>工事期間は令和 8 年 2 月 15 日から令和 8 年 5 月 31 日。</p>

	<p>位置図詳細は、別添3号参考資料の位置図をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、原案のとおり可 とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号については原案のとおり決定といたします。</p>
説 明 員	<p>議事日程9番、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に 基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めま す。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利 用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定 が10件、所有権移転が12件です。</p> <p>1番、2番、江部乙町 番 、地目「畑」、10,585㎡、 さんから北 海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、 3,000円です。農業法人の経営規模拡大のため新たに賃貸借するもので す。</p> <p>3番、4番、江部乙町 番 の内、地目「畑」、7,710㎡、 さんか ら北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a当りの賃借料 は、2,000円です。農業法人の経営規模拡大のため新たに賃貸借するも のです。</p> <p>5番、6番、江部乙町 番 の内他7筆、地目「田」、60,333㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの 賃借料は、11,500円です。 さんの農業廃業、 さんの規模拡大のため、 中間管理事業で新規貸借するものです。</p> <p>7番、8番、江部乙町 番 、地目「田」、8,621㎡、 さんから北 海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、 11,500円です。 さんの農業廃業、 さんの規模拡大のため、中間管理</p>

事業で新規貸借するものです。登記地目が「原野」のため、相続していなかったことから別途貸借することになります。

9番、10番、東町 番 他1筆、地目「田」、15,228㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。基盤強化促進法による集積計画の期間満了により、引き続き中間管理事業で新規貸借するものです。

次に所有権移転になります。

11番、12番、北滝の川 番他3筆、地目「田」、15,375㎡、さんから北海道農業公社を通してさんへの即売による所有権移転です。さんは父、さんの死亡により農地相続手続きが終了し、地目変更も完了したことから、貸借人であるさんに売却するものです。売買価格3,000,000円、10a当り195,150円です。

13番、14番、北滝の川 番 他2筆、地目「田」面積22,831㎡、さんから北海道農業公社を通してさんへの即売による所有権移転です。さんの高齢化に伴い、農地の維持管理困難なことから売却の相談を受け、貸借人であるさんは今年度で農業廃業することからもう一人の貸借人であるさんへの売却を行うものです。売買価格5,707,000円、10a当り250,000円です。

15番、16番、泉町 番 、地目「田」面積4,216㎡、さんから北海道農業公社を通してさんへの即売による所有権移転です。さんの高齢化に伴い、農地の維持管理困難なことから売却の相談を受け、貸借人であるさんへの売却を行うものです。売買価格1,096,000円、10a当り260,000円です。

17番、18番、江部乙町 番 他9筆、地目「田」面積32,254㎡、さんから北海道農業公社を通してさんへの即売による所有権移転です。さんの後継者であるさんへ売却を行うものです。売買価格8,534,000円、番 が10a当り200,000円、番 から番までが10a当り370,000円、番 から番までが10a当り230,000円、です。

19番、20番、江部乙町 番 他11筆、地目「田」面積42,369㎡、

	<p>さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの傷病による入院、奥様も長期入院中で、農地の維持管理困難なことから長男及び成年後見人である より売却の相談を受け、貸借人である さんへの売却を行うものです。売買価格 11,015,000 円、10a 当り 260,000 円です。</p> <p>21 番、江部乙町 番 他 14 筆、地目「田」面積 61,416.68 m²、 さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 12,037,000 円 10a 当り、196,000 円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。</p> <p>22 番、東滝川 番 他 2 筆、地目「田」面積 45,786 m²、北海道農業公社から、 さんへの売却で売買価格は 10,072,000 円 10a 当り、22 万円です。令和 5 年度に農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借していましたが、資金の目処がついたことから繰り上げて売買するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。先に議案 4 号賃借権設定申請番号 9 番から 10 番を除く 20 件の質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。所有権移転申請番号 9 番から 10 番を除く 20 件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>所有権移転申請番号 9 番から 10 番を除く 20 件について、原案のとおり決定といたします。</p>
	<p>次に申請番号 9 番から 10 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、 委員の退席をお願いします。(退出 10:46)</p>
	<p>申請番号 9 番から 10 番についての質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>申請番号 9 番から 10 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第4号申請番号9番から10番については原案のとおり決定といたします。
説 明 員	<p>委員の入室をお願いします。(入室 10:47)</p> <p>議事日程10番、議案第5号現況証明願いについての説明を求めます。</p> <p>議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。</p> <p>1番、西滝川 番、 番 現況は「河川」、面積は 1,619 m²、9,917 m²。</p> <p>所有者は で農地として管理している用地です。</p> <p>以前に行った農地パトロールにおいて、堤防の上からご説明いたしました の中にある、地目が「畑」、「田」の敷地になります。</p> <p>このたび、 がこの敷地の処理に着手したことから、まずは地目変更を行うために より現況証明願の依頼があったものです。</p> <p>2番、扇町 丁目 、現況は「宅地」、面積は 330 m²。</p> <p>所有者は さん。</p> <p>住宅が登記地目「宅地」と「田」にまたがって建っているため、「田」の地目を「宅地」に地目変更を行いたいことから現況証明願の届出となりました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	説明が終わりました。議案第5号について質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第5号について、原案のとおり決定とします。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>

<p>議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告) 第30回総会は12月25日15時30分からで決定します。 以上をもちまして、第29回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。(11:02)</p>
------------------------------	--